



# 外国人介護人材の受入れについて (最近の動向)

令和2年10月28日

厚生労働省 東海北陸厚生局

# 介護分野における特定技能試験の 実施状況

# 技能試験・日本語試験の概要

## 技能試験

### 「介護技能評価試験」

- 試験言語: 現地語
- 実施主体: プロメトリック株式会社
- 実施方法: コンピューター・ベースド・テストイング(CBT)方式
- 実施回数: 国外: 年おおむね6回程度 国内: 本年秋季以降
- 開始時期: 平成31年4月

## 日本語試験

### 「国際交流基金日本語基礎テスト」(※)

- 実施主体: 独立行政法人国際交流基金
- 実施方法: コンピューター・ベースド・テストイング(CBT)方式
- 実施回数: 年おおむね6回程度、国外実施を予定
- 開始時期: 平成31年4月

### 「介護日本語評価試験」

- 実施主体: プロメトリック株式会社
- 実施方法: コンピューター・ベースド・テストイング(CBT)方式
- 実施回数: 国外: 年おおむね6回程度 国内: 本年秋季以降
- 開始時期: 平成31年4月

(※) 又は「日本語能力試験(N4以上)」

## 試験の実施状況

### 《これまで》

- 2019年4月からフィリピン、9月からはカンボジア、10月からはインドネシア、ネパール、国内、11月からモンゴル、2020年2月からミャンマーにおいて順次実施。
- これまで介護技能評価試験に計4,223名、介護日本語評価試験に計4,407名が合格(2019年4月～2020年6月試験の実績)。

### 《今後》

- フィリピン、カンボジア、インドネシア、ネパール、モンゴル、ミャンマー、日本(47都道府県)において、引き続き実施予定。
- また、ベトナム、中国、タイについても、実施環境が整った国から順次実施。

# 外国人留学生及び特定技能1号外国人の受入環境整備事業について

## 【地域医療介護総合確保基金のメニュー】

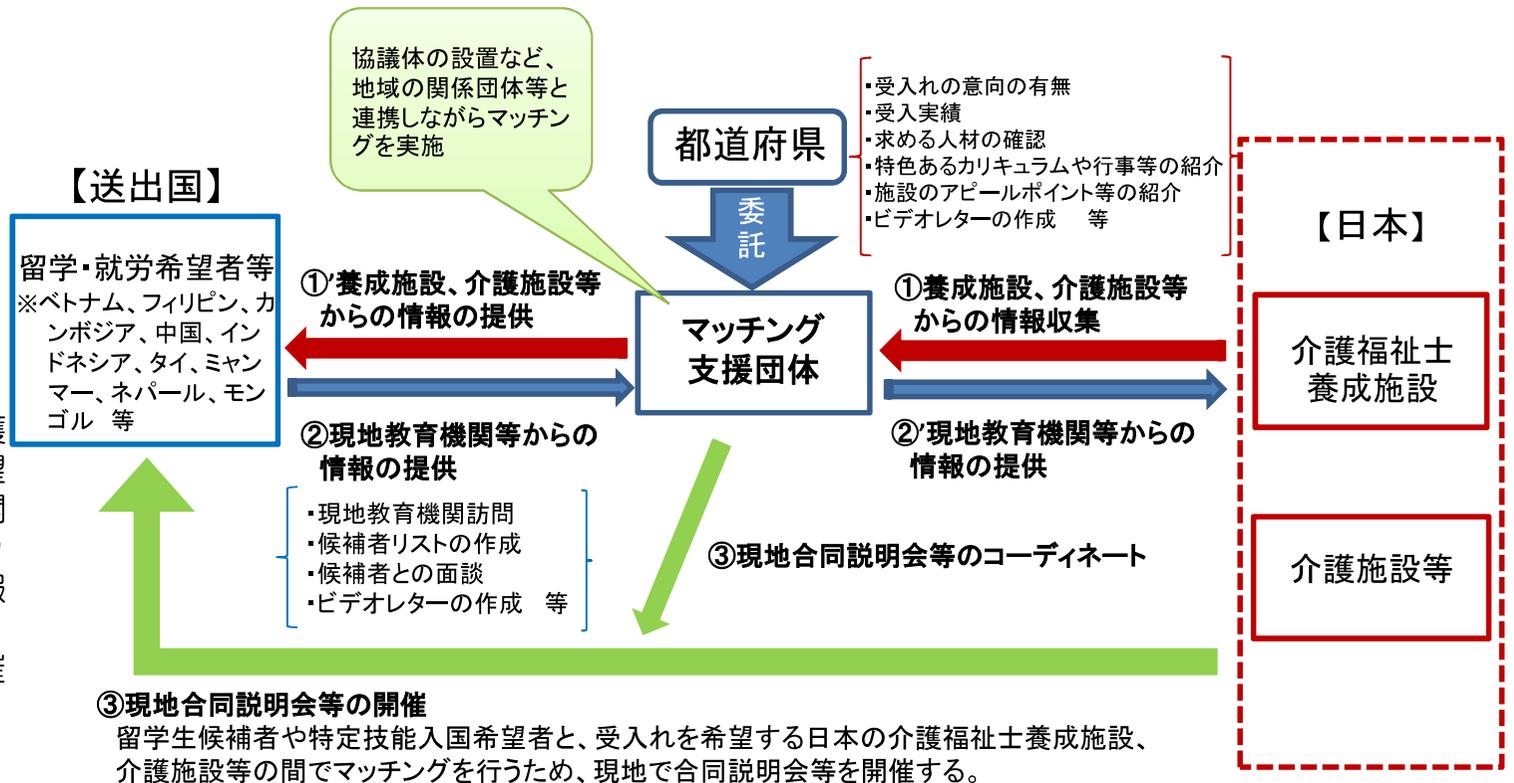
### 外国人留学生及び特定技能1号外国人のマッチング支援事業

#### 【目的】

介護福祉士養成施設と養成施設の留学希望者、また、介護施設等と特定技能による就労希望者とのマッチングを適切に行うための経費を助成することにより、留学希望者や特定技能による就労希望者の円滑な受入支援体制の構築を図る。

#### 【事業内容】

- ① マッチング支援団体が、外国人介護人材の送り出し国において留学希望者や特定技能による就労希望者に関する情報収集を行うとともに、マッチング対象となる双方に必要な情報を提供する
- ② 現地（海外）での合同説明会の開催等のマッチング支援を行う など



(参考1)  
お役立ちツール

- ①日本語学習支援ツール(WEBコンテンツ)
- ②介護現場で使われる日本語テキスト
- ③外国人介護人材のための相談窓口
- ④外国人介護人材受入れガイドブック
- ⑤外国人介護人材活躍支援ガイドブック

# 日本語学習Webコンテンツ

## 日本語学習 Webコンテンツ 「にほんごをまなぼう」のご紹介



<登録ユーザー数> ©2019年7月14日現在

約 **1,000** 人

たくさんの外国人介護人材が利用しています。

<管理者登録数>

約 **500** 団体

管理者(監理団体・受入事業者・日本語学校等)も日本語教育に活用しています。

URL: <http://aft-jaccw.eknowhow.jp/rpv/>

### 「にほんごをまなぼう」は、

日本の介護現場で働く外国人のみなさまの総合プラットフォームコンテンツを目指して、日本語能力の向上、介護現場で必要とされる知識の習得をしっかりとサポートしていきます。日本語学習で高い学習効果をは発揮するためには、優良な指導者や学習プログラムが必要です。何よりも、学習者自らが自立的に学習に取り組むことが不可欠でしょう。その環境を提供するのが「にほんごをまなぼう」です。入国後、1年以内にN3程度の日本語試験に合格することを目的としています。

### < 5 つの特徴 >

無料



日本語学習、介護に関心のある方であれば誰でも無料で利用可

試験合格



日本語能力試験「N3」合格を目指した効果的な学習支援

自律学習



自分の学習状況を管理できる自律学習支援システムを採用

介護の日本語



日本の介護現場で使われる日本語学習コンテンツを提供

インセンティブ



デジタルネイティブ世代の空気を促す仕組みを搭載

公益社団法人 日本介護福祉士会

<厚生労働省介護の日本語学習支援等事業>

## 「にほんごをまなぼう」

かいご げんば ほたら かいごのしん けいごのしんがらへん あり  
～介護の現場で働く外国人のための日本語習得への道～

「にほんごをまなぼう」は登録すれば無料で誰でも、インターネット上で日本語の勉強ができます。

にほんごをまなぼうのサイトにアクセスして「はじめての方はこちら」をクリック  
<https://aft.kaigo-nihongo.jp/rpv/>

またはこちらのQRコードからアクセスしてIDとパスワードを登録



お問い合わせ先

公益社団法人日本介護福祉士会事務局

Mail [kaigo.nihongo@jaccw.or.jp](mailto:kaigo.nihongo@jaccw.or.jp)

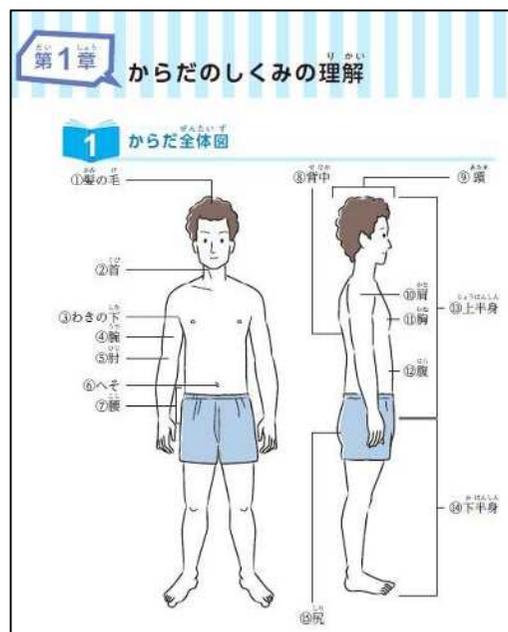
# 介護の日本語テキスト等の参考ツール

詳細は厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147660.html>) をご覧ください。



【出典】日本介護福祉社会「介護の日本語」(平成30年8月)  
平成30年度介護職種の技能実習生の日本語学習等支援事業により作成

## ●内容例



	英語	インドネシア語	ベトナム語	中国語
①	hair	rambut	tóc	头发
②	neck	leher	cổ	脖子
③	armpit	ketiak	nách	腋下
④	arm	lengan	cánh tay	手臂
⑤	elbow	siku	khủy tay	手肘
⑥	belly button	pusar	rốn	肚脐
⑦	lower back	pinggang	eo	腰
⑧	back	punggung	lưng	后背
⑨	head	kepala	đầu	头部
⑩	shoulder	bahu	vai	肩膀
⑪	chest	dada	ngực	胸部
⑫	belly	perut	bụng	腹部
⑬	upper body	tubuh bagian atas	thân trên, nửa người trên	上半身
⑭	lower body	tubuh bagian bawah	thân dưới, nửa người dưới	下半身
⑮	hip	pariat	mông	臀部

## ●「介護の日本語」テキスト以外にも厚生労働省HPに多数掲載中

- 📄 [監理団体が行う入国後講習の標準的な日本語学習プログラム\[382KB\]](#)
- 📄 [入国前 日本語自立学習支援ツール\(WEBコンテンツ\)](#)
- 📄 [【監理団体の皆様へ】技能実習生の日本語学習をサポートするWEBコンテンツ\(入国後 日本語自立学習支援ツール\)について](#)
- 📄 [入国後 日本語自立学習支援ツール\(WEBコンテンツ\)](#)
- 📄 [入国後 日本語自立学習支援ツール\(WEBコンテンツ\)の監理団体利用申請ページ](#)
- 📄 [「介護の日本語」テキスト\(日本語版\)](#)
- 📄 [「介護の日本語」テキスト\(英語・インドネシア語・ベトナム語・中国語対応版\)](#)
- 📄 [「介護の日本語」テキスト\(クメール語・タイ語・モンゴル語・ミャンマー語対応版\)](#)
- 📄 [「介護の日本語」指導者用手引き](#)
- 📄 [介護分野の技能実習生の実習実施者の日本語学習指導者向け手引き](#)
- 📄 [介護職種の技能実習指導員講習テキスト](#)

# 介護現場で働く外国人のための相談窓口

国際厚生事業団  
JICWELS

外国人介護人材  
無料相談サポート

Consultation Support for Foreign Care Workers

対応言語

日本語   
 英語・タガログ語   
 中国語   
 ベトナム語   
 インドネシア語

**相談方法** まずはお気軽に「お電話」・「メール」でご相談ください。  
また「LINE」・「Facebook」からも受付けております。

※業務にQRコードがございます

## 03-6206-1129

右記の曜日にそれぞれの言語に対応するスタッフが電話相談を受け付けています。

対応言語	対応時間	月	火	水	木	金
英語・タガログ語	平日(月～金) 9:30～13:00 14:30～17:30	●	●	●	●	●
ベトナム語		●	●	●	●	●
中国語		●	●	●	●	●
インドネシア語		●	●	●	●	●

公益社団法人 国際厚生事業団 外国人介護人材支援部

### What's JICWELS

国際厚生事業団は2008年より経済連携協定(EPA)に基づく看護員・介護福祉士候補者の受入れにおいて、国内のたどひとつの受入れ調整機関として、多くの候補者を日本国内の施設に紹介し、候補者やその受入れ施設へのサポートを行ってきました。

### 外国人介護人材相談サポート

これからは、在留資格「介護」や「技術実習」、「特定技能」の制度により、介護分野で働く外国人材が増えていきます。JICWELSでは、日本国内における介護現場で就業するすべての外国人材の方へ、今までの介護人材の受入れ経験を活かしサポートいたします。

**専門分野** ～提供できるサービス(専門家がいます)～

生活支援    日本語学習支援    労働に関して

**相談内容**

- 介護現場で就業するすべての外国人材の方が対象です。
- 外国人材を雇用する介護施設等からの相談も受け付けています。

受け入れている外国人がホームシックでどうすれば良いかわからない

文化の違いで、上手くコミュニケーションがとれない

Life?  
VISA?  
Work?

例えば、外国人材が安心して就業するために必要な取組みなどについて、当事業団のこれまでのEPA介護福祉士候補者受入れ支援事業で培ったノウハウを活用し、できる限りの助言を行います。

**相談事例**

- 生活支援 : 「社会保障や住民税の仕組みがよく分からない」
- 日本語学習 : 「介護分野でよく使う日本語のテキストはありますか?」
- 労働条件 : 「雇用契約書の内容がよく分からない」

電話 03-6206-1129

WEB <https://jicwels.or.jp/fcw>

WEBメール    LINE    Facebook

お困りのことがありましたらなんでも相談してください

# 外国人介護職員の雇用に関する介護事業者向けガイドブック

詳細は厚生労働省ホームページ ([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_000117702.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_000117702.html)) をご覧ください。



## 外国人介護職員の雇用に関する介護事業者向けガイドブック

### 外国人介護職員と 一緒に働いてみませんか？

今、外国人を介護職員として採用する事業者が出てきています。外国人を採用した介護事業者からは、職場が明るくなった、職員の一体感が醸成された、外国人への教育を通じて介護サービスの質の見直しにつながったといった声が聞かれています。

また、外国人介護職員に、日本の介護の知識や技術を伝えることは、国際貢献にもつながる取組です。

あなたの事業所でも、外国人介護職員を採用して、一緒に働いてみませんか？

外国人介護職員を雇用するに  
どのような方法があるか  
大きめに知りたい

⇒ 2ページへ

介護事業者における  
外国人介護職員の雇用について  
現状や実態を知りたい

⇒ 4ページへ

外国人介護職員を  
雇用するための各制度  
の具体的な内容を知りたい

⇒ 6ページへ

外国人介護職員を雇用した  
介護事業者の事例や  
事業者の声を知りたい

⇒ 12ページへ

## ● 内容例

外国人介護職員を雇用できる4つの制度の概要				
	雇用できる 外国人介護職員は 介護福祉士 の資格 を持っている？	外国人介護職員には ずっと働いて もらえる？		
<b>EPA</b>	EPA(経済連携協定)に 基づく外国人介護福祉士 候補者の雇用 ⇒ 6ページへ	資格なし ただし、資格取得を 目的としている	資格取得後は 永続的な 就労可能 一定の期間中に資格取得 できない場合は帰国	
<b>介護</b>	日本の介護福祉士養成校 を卒業した在留資格「介護」 をもつ外国人の雇用 ⇒ 7ページへ	介護福祉士	永続的な 就労可能	
<b>技能 実習</b>	技能実習制度を活用した 外国人(技能実習生) の雇用 ⇒ 8ページへ	資格なし ただし、実務要件等 を満たせば、受験 することは可能	最長5年 ※1 ※2	
<b>特定 技能</b>	在留資格「特定技能1号」 をもつ外国人 の雇用 ⇒ 9ページへ	資格なし ただし、実務要件等 を満たせば、受験 することは可能	最長5年 ※1 ※2	
<small>※1…ただし、介護福祉士を取得すれば、在留資格「介護」を選択 でき、永続的な就労が可能 ※2…3年目まで修了した技能実習生は、「特定技能1号」に必要な 就労が免除される(在留資格を「特定技能1号」に変更 した場合は、技能実習と特定技能を合わせて最長10年となる)</small>				
<small>●本ガイドブックにおいて、「外国人介護職員」とは、EPAに基づき介護福祉士候補者または介護福祉士として雇用されている 外国人介護職員、在留資格「介護」をもつ外国人、留学生アルバイト、技能実習生など、日本語が母語でない外国人の介護職員 のことを指します。 ●本チャートは、各制度の特徴を簡潔に示したものです。各制度の詳細については、10-11ページをご確認ください。</small>				
	外国人介護職員は 母国での資格 や学習経験 がある？	外国人介護職員の 日本語能力 の目安は？	外国人介護職員の 受入調整機関 等の支援 はある？	外国人介護職員が 就労可能な サービス種別 に制限はある？
<b>看護系学校の 卒業生 or 母国政府より 介護士に認定</b>		大多数は、 就労開始時点で N3程度 ※3 入国時の要件は 尼・北：N5程度、越：N3	<b>あり</b> JICWELSによる 受入調整	<b>制限あり</b> 介護福祉士の資格 取得後は、一定条件を 満たした事業所の 訪問系サービスも可能
<b>個人による</b>		一部の養成校 ※4 の入学要件は N2程度	<b>なし</b>	<b>制限なし</b>
<b>監理団体の 選考基準 による</b>		入国時の要件は N4程度	<b>あり</b> 監理団体による 受入調整	<b>制限あり</b> 訪問系サービスは 不可
<b>個人による</b>		入国時の要件は ・ある程度 日常会話 ができ、生活に支障 がない程度の能力 ・介護の現場で働く上 で必要な日本語能力	<b>あり</b> 登録支援機関 によるサポート	<b>制限あり</b> 訪問系サービスは 不可
<small>※3…インドネシア・フィリピンの入国時の要件はN5程度だが、インドネシア人及びフィリピン人候補者の約90%が6ヵ月間の初日日本語 研修終了までにN3程度の日本語水準に到達(平成30年度実績に基づく) ※4…「一部の養成校」とは、留学生の入学者選考において、日本語能力試験(JLPT)でN2以上に合格、もしくは日本語試験でN2相当以上に受験 できることを要件としている介護福祉士養成校のことを指す</small>				
<b>日本語能力試験 JLPTのN1～N5の目安</b>				
日本語能力	目安			
N1	幅広い場面で使われる日本語を理解することができる			
N2	日常的な場面で使われる日本語の理解に迫って、幅広い場面で使われる日本語を理解することができる			
N3	日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる			
N4	基本的な日本語を理解することができる			
N5	基本的な日本語をある程度理解することができる			
[N4程度]など「程度」をつける場合は、日本語能力試験(JLPT)N4に合格している、もしくはそれと同等の能力を有すると認められる場合を指します。				

【出典】三菱UFJリサーチ&コンサルティング「外国人介護人材の受入環境の整備に向けた調査研究事業報告書」(平成31年3月)  
平成30年度老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)



(参考2)

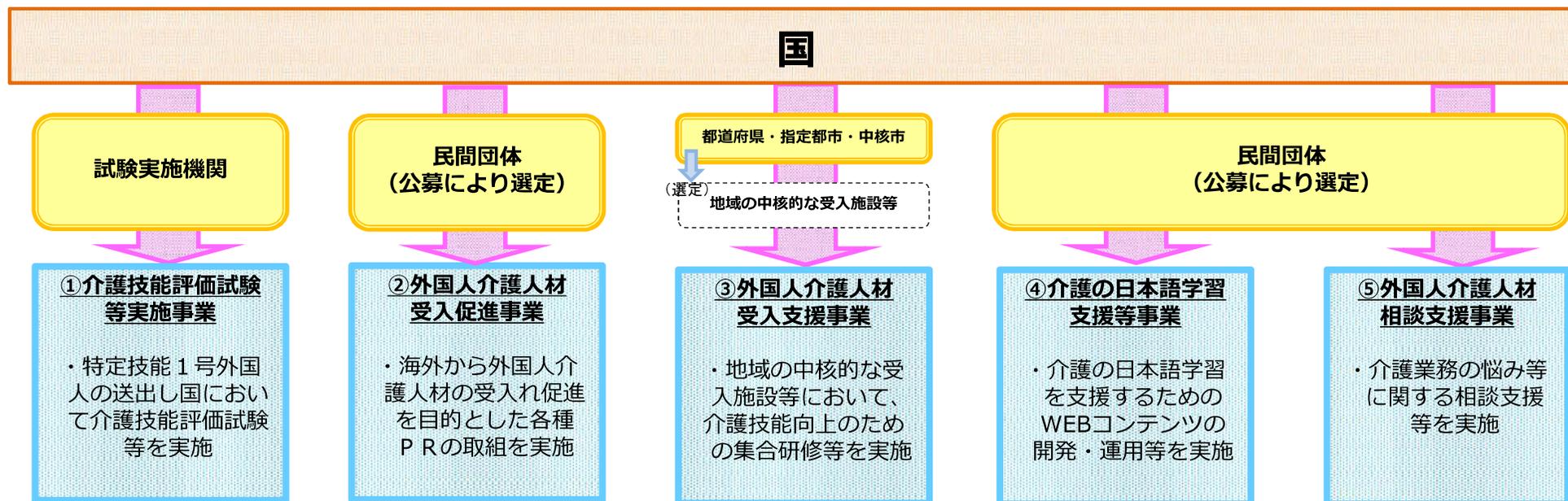
令和2年度予算関係資料

# 令和2年度外国人介護人材受入環境整備事業

○ 新たな在留資格「特定技能」の創設等により、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、以下の取組を通じて、その受入環境の整備を推進する。

- ① 介護分野における特定技能1号外国人の送出し国において、介護技能評価試験及び介護日本語評価試験等を実施
- ② 外国人介護人材受入れを促進するためのPRを実施 **【新規】**
- ③ 介護技能向上のための研修等の実施に対する支援
- ④ 介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備の推進に対する支援
- ⑤ 介護業務の悩み等に関する相談支援等を実施

## 【事業内容】



外国人介護人材が安心して日本の介護現場で就労・定着できる環境を整備

【補助率】 定額補助

【実施主体】 試験実施機関、都道府県(間接補助先:集合研修実施施設等) 等

【予算額】 (目)生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 【令和元年度】909,968千円 → 【令和2年度予算】1,101,640千円

# 外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業

※地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の令和2年度新規メニュー

## 【事業目的】

- 外国人介護人材の受入れを検討するにあたりコミュニケーションや文化・風習への配慮等に不安がある、また、外国人介護人材に学習支援や生活支援ができる体制が不十分であるといった実態が介護施設等においてみられる。
- こうした実態を踏まえ、本事業では、介護施設等の不安を和らげるとともに外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるようにするため、介護施設等において外国人介護人材を受け入れるための環境整備等にかかる費用の一部を助成する。

## コミュニケーション支援

日本人職員、外国人介護職員、介護サービス利用者等の相互間のコミュニケーション支援に資する取組

- 介護業務に必要な多言語翻訳機の導入にかかる経費
- 多文化理解など外国人職員と円滑に働くための知識を習得するための講習会への参加等にかかる経費 など



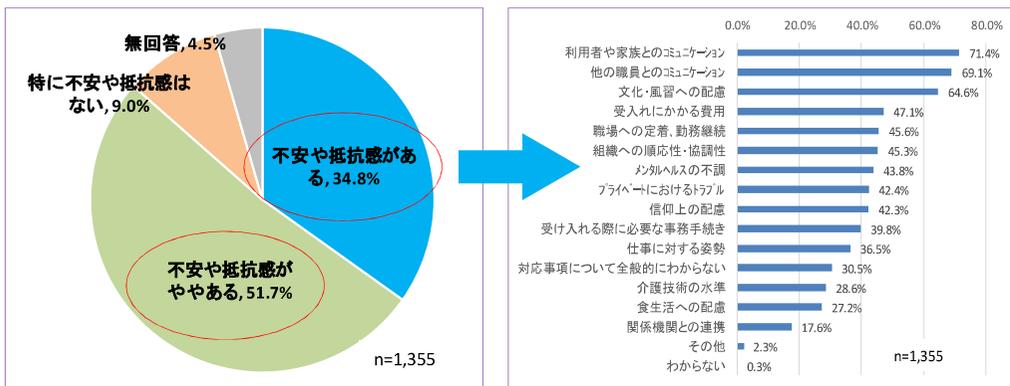
## 資格取得支援・生活支援

外国人介護人材の資格取得支援や生活支援の体制強化に資する取組

- 介護福祉士資格取得を目指す外国人介護職員に対する学習支援にかかる経費
- 外国人介護職員の生活支援、メンタルヘルスケアにかかる経費 など



外国人介護職員を受け入れることへの不安や抵抗感<外国人介護職員を受け入れたことがない施設>



(出典)三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「外国人介護人材の受入れに関するアンケート調査」(平成30年10月1日時点調査)  
(平成30年度厚生労働省老人保健健康増進等事業)

## 教員の質の向上支援

介護福祉士養成施設における留学生への教育・指導の質の向上に資する取組

- 留学生に適切な教育・指導を行うための教員の質の向上に資する研修等にかかる経費 など

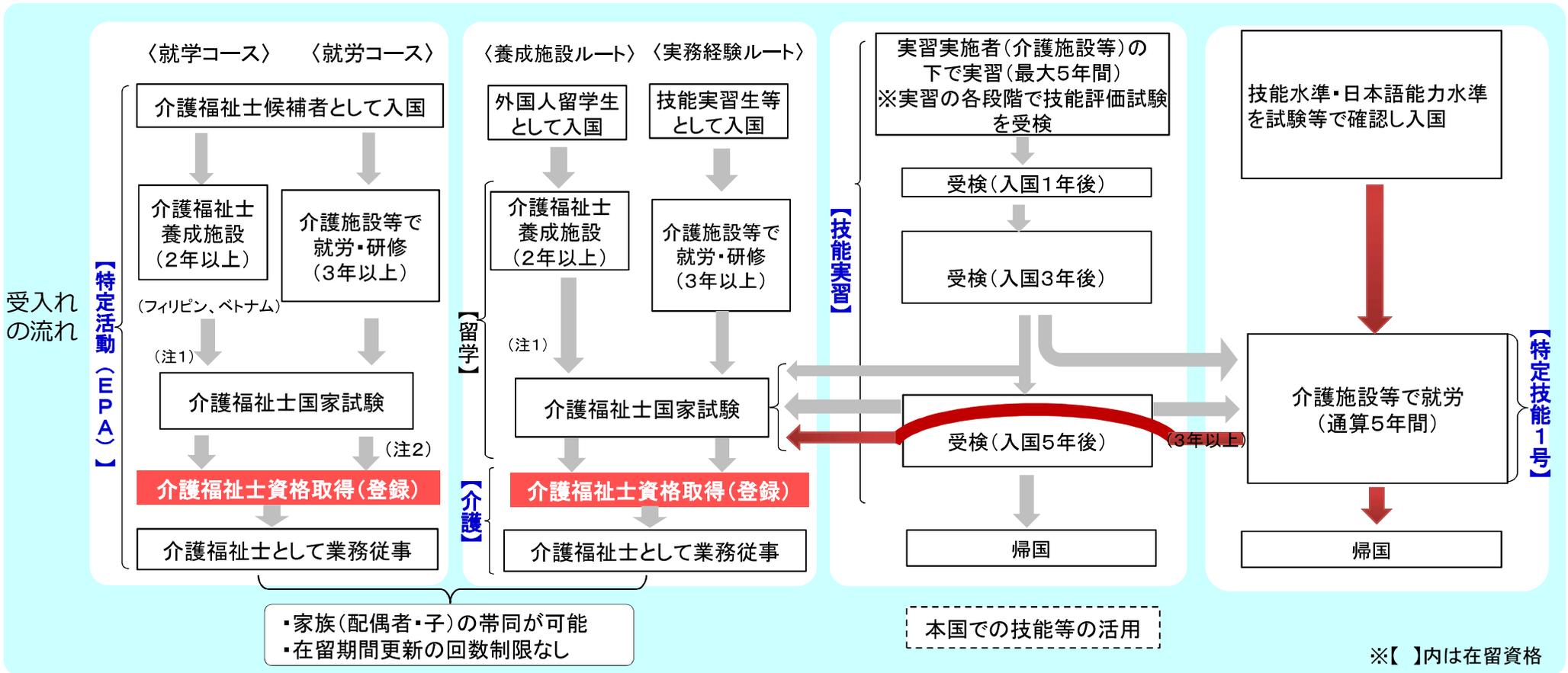


(参考3)

外国人介護人材受入れ制度について

# 外国人介護人材受入れの仕組み

	EPA（経済連携協定） （インドネシア・フィリピン・ベトナム）	在留資格「介護」 （H29. 9 / 1～）	技能実習 （H29. 11 / 1～）	特定技能1号 （H31. 4 / 1～）
制度趣旨	二国間の経済連携の強化	専門的・技術的分野の外国人の受入れ	本国への技能移転	人手不足対応のための一定の専門性・技能を有する外国人の受入れ



（注1）平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。ただし、令和8年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

（注2）4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事したと認められる者については、「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等を免除。

- **特定技能1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

**特定産業分野**：介護，ビルクリーニング，素形材産業，産業機械製造業，電気・電子情報関連産業，  
(14分野) 建設，造船・舶用工業，自動車整備，航空，宿泊，農業，漁業，飲食料品製造業，外食業

(特定技能2号は下線部の2分野のみ受入れ可)

## 特定技能1号のポイント

- 在留期間：1年，6か月又は4か月ごとの更新，**通算で上限5年**まで
- 技能水準：試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 家族の帯同：基本的に認めない
- 受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象**

## 特定技能2号のポイント

- 在留期間：3年，1年又は6か月ごとの更新
- 技能水準：試験等で確認
- 日本語能力水準：試験等での確認は不要
- **家族の帯同：要件を満たせば可能（配偶者，子）**
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

## 【就労が認められる在留資格の技能水準】

